

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該休日は、  
その翌日がとる)

## 目 次

- ◇告示 新たに生じた土地の確認（市町村振興課）
- 町の区域の変更（△）
- 町等の区域の変更等（△）
- 市町村の区域ごとの民生委員の定数の一部改正（福祉保健課）
- 青少年に有害な図書類の指定（児童家庭課）
- 湖沼水質保全特別措置法第七条第一項の規定に基づく窒素含有量等に係る汚濁負荷量の規制基準（環境政策課）
- 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示（中小企業課）
- 飼料の試験の結果の概要（畜産課）
- 土地改良事業の認可（農村整備課）
- 海面における区画漁業の免許（水産課）
- 海面における区画漁業の免許の取消し（△）
- 土地区画整理組合の設立認可（都市計画課）
- ◇選管告示
- 鳥取県の議員及び長の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等
- ◇教委告示
- 定例教育委員会の招集（総務課）

## 告 示

### 鳥取県告示第六百十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定に基づき、境港市長から同市の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成七年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置（平成七年五月二十五日現在の地番による。）	新たに生じた土地の面積
昭和町二の六の地先	一〇、六九一・四五平方メートル

### 鳥取県告示第六百十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成七年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- ◇公安告示 遊技機の型式の検定（生活安全企画課）
- ◇公 告 林業種苗法による講習会の開催（森林保全課）
- ◇雑 報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取（中小企業課）

区域を変更する町の名称	同上の区域（平成七年五月二十五日現在の地番による。）
昭和町	昭和町の全域
	昭和町二の六の地先の公有水面埋立地

**鳥取県告示第六百十二号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から別図一に示す区域内の町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止し、当該区域をもつて別図二に示す次の町の区域を新設する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更、字の区域の廃止並びに町の区域の新設は、平成七年十一月一日からその効力を生ずる。

平成七年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

町の区域の表示

新たに画する  
町の名称

同上の区域の境界線（平成六年十二月十九日現在の地番等による。  
道路又は水路を分ける線は、それぞれの線の延長線又は二線の端を結ぶ直線とする。）

新開一丁目 東福原字沖林ノ十二 一五〇一の九、一五〇一の六の各西筆界、東福原字沖林ノ七 一四〇三の九の西筆界及び南筆界、東福原字沖林ノ七 一四〇三の一、一四〇一の一〇の各西筆界、市道東福原新開東一号線の東側線、市道上福原新田一六号線の北側線、東福原字沖林ノ六 一四〇〇の一六の東筆界、上福原字北濱沖開一七五〇の二の北筆界、市道上福原新田一六号線の東側線、上福原字北濱

新開一丁目	沖開一七四四の一の北筆界及び西筆界、上福原字北濱沖開一七四の一、一七四四の一二の各西筆界、上福原字北濱沖開と東福原七丁目の境界線、東福原字沖林ノ一と東福原七丁目の境界線、東福原字沖林ノ一と東福原八丁目の境界線、東福原字沖林ノ二と東福原八丁目の境界線、市道東福原新開東二号線の西側線、東福原字沖林ノ八一四三〇の六、一四三〇の七、一四三〇の三の各東筆界、東福原字沖林ノ十一一四九八の四四の東筆界、県道米子環状線の北側線、東福原字沖林ノ十二一四九九の三の西筆界及び南筆界、東福原字沖林ノ十二一四九九の四の西筆界、南筆界及び東筆界、県道米子環状線の北側線
新開二丁目	東福原字灘瀬と上福原字北濱沖開の境界線、東福原字沖林ノ十二と上福原字北濱沖開の境界線、県道米子環状線の北側線、東福原字沖林ノ十二一四九九の四の東筆界、南筆界及び西筆界、東福原字沖林ノ十二一四九九の三の南筆界及び西筆界、県道米子環状線の北側線、東福原字沖林ノ十 一四八一の五の東筆界、南筆界及び西筆界、県道米子環状線の北側線、東福原字灘瀬と西福原字砂濱の境界線、東福原字灘瀬一五二五の一と一体

		皆生温泉二丁目	皆生温泉二丁の六、一七三三の一の九の各北筆界、県道皆生西原線の東側線、皆生字温泉一七二六の二三の北筆界、西筆界及び南筆界、県道皆生西原線の東側線、皆生字温泉と皆生字離池沖山中の境界線、県道皆生西原線の西側線、市道上福原新田新開西線の北側線、上福原字北浜新田ノ四と上福原字北浜沖開の境界線、上福原字北浜温泉と上福原字北浜開の境界线、县道米子环状线的北侧线、四二的七的西笔界、南笔界及 び东笔界、县道米子环状线的北侧线、上福原字北浜温泉一八四二的一的西笔界、南笔界及 び东笔界、县道米子环状线的南侧线
皆生温泉三丁目		皆生温泉二丁	皆生字温泉と皆生新田三丁目の境界線、皆生字温泉と皆生新田三丁目の境界線、皆生字温泉と皆生新田三丁目の境界線、皆生字温泉と皆生新田三丁目の境界線、皆生字温泉と皆生新田三丁目の境界線、皆生字温泉と皆生新田三丁目の境界線、皆生字温泉と皆生新田三丁目の境界線、皆生字温泉と皆生新田三丁目の境界線、皆生字温泉と皆生新田三丁目の境界线、县道米子环状线的北侧线、四二的七的南笔界、西笔界及 び北笔界、县道皆生西原线的东侧线、皆生字温泉一九一七的二的南笔界、西笔界及 び北笔界、县道皆生西原线的东侧线、皆生字温泉一七二六的二三的南笔界、西笔界及 び北笔界、县道皆生西原线的东侧线、皆生字温泉一九一七的三的一的南笔界、西笔界及 び北笔界、县道皆生西原线的东侧线、皆生字温泉一九一七的六的南笔界、西笔界及 び北笔界、县道米子环状线的北侧线、皆生字温泉与皆生字离池冲山中的境界线、县道皆生西原线的西侧线、市道上福原新田新开西线的北侧线、上福原字北浜新田ノ四と上福原字北浜冲开的境界线、上福原字北浜温泉と上福原字北浜开的境界线、县道米子环状线的北侧线、四二的七的西笔界、南笔界及 び东笔界、县道米子环状线的北侧线、上福原字北浜温泉一八四二的一的西笔界、南笔界及 び东笔界、县道米子环状线的南侧线
皆生温泉三丁	皆生字灘端野浪新田の境界線	皆生字灘端野浪新田と日吉津村大字富吉の境界線、皆生字灘端野浪新田と皆生新田三丁目の境界線、皆生字西原線の東側線、皆生字温泉一九四一の三の西笔界、皆生字温泉一一七三の一の南笔界、西笔界及 び北笔界、皆生字温泉一九四六の六の西笔界、县道米子环状线的北侧线、皆生字温泉与皆生字	
皆生温泉三丁	皆生字灘端東新田の境界線	皆生字灘端野浪新田と日吉津村大字富吉の境界線、皆生字灘端野浪新田と皆生新田三丁目の境界线、皆生字西原线的东侧线、皆生字温泉一九四一的三的西笔界、皆生字温泉一一七三的一的南笔界、西笔界及 び北笔界、皆生字温泉一九四六的六的西笔界、县道米子环状线的北侧线、皆生字温泉与皆生字	

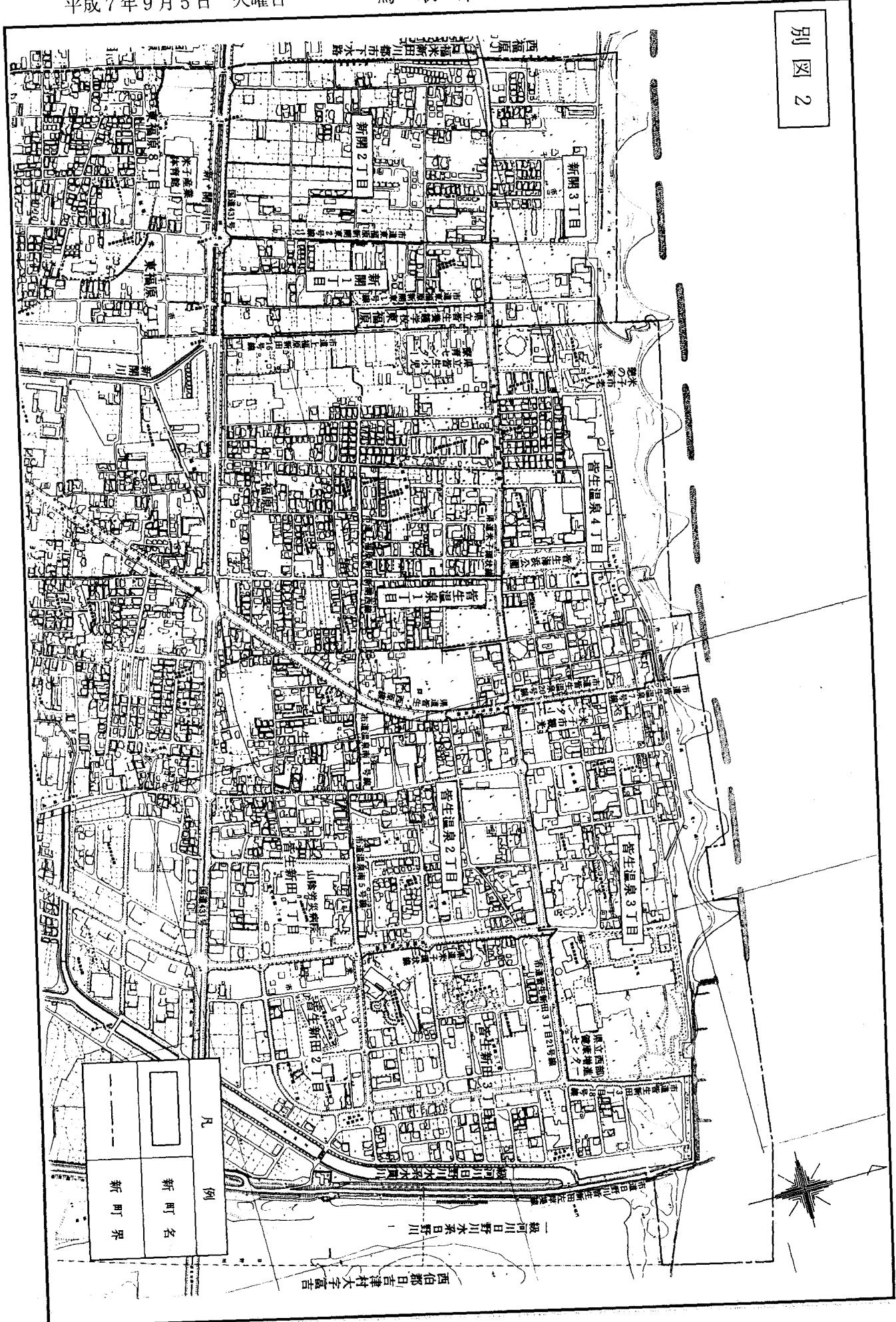
生字温泉二一七三の一の北筆界、西筆界及び南筆界、県道皆生西原線の東側線、皆生字温泉一七三三の九、一七三一の六、一七三二の一〇の各北筆界、県道皆生西原線の西側線、県道米子環状線の南側線、皆生字温泉一九一七の二の東筆界、南筆界及び西筆界、県道米子環状線の北側線、上福原字北浜温泉一八四二の一の東筆界、南筆界及び西筆界、県道米子環状線の北側線、上福原字北浜温泉一八四二の七の東筆界、南筆界及び西筆界、県道米子環状線の北側線、上福原字北浜沖開一八〇四の三の東筆界、南筆界及び西筆界、県道米子環状線の北側線、上福原字北浜沖開一八〇四の三の東筆界、南筆界及び西筆界、県道米子環状線の北側線、上福原字北浜沖開一八〇四の三の東筆界、南筆界及び西筆界、県道米子環状線の北側線、上福原字北浜沖開一八〇四の三の東筆界、南筆界及び西筆界、県道米子環状線の北側線、上福原字北浜沖開一八〇四の三の東筆界、南筆界及び西筆界、県道米子環状線の北側線、上福原字北浜沖開一七五四の九の南筆界及び西筆界、県道米子環状線の北側線、上福原字北浜沖開一七五四の七の東筆界、南筆界及び西筆界、県道米子環状線の北側線、上福原字北浜沖開一七五四の九の南筆界及び西筆界、県道米子環状線の北側線、上福原字北浜沖開一七五四の七の東筆界、南筆界及び西筆界、県道米子環状線の北側線、上福原字北浜沖開一七五四の九の南筆界及び西筆界、県道米子環状線の北側線、上福原字北浜沖開と東福原字灘濱の境界線、上福原字北浜沖開一八〇〇の二と一体をなす国有地の西筆界及び北筆界、上福原字灘濱一九六一の一の西筆界及び北筆界、上福原字灘濱一九六二の一の北筆界、皆生字温泉一八六二、一八六五と一体をなす国有地の西筆界及び北筆界、皆生字温泉一八六五の北筆界

別図1



平成7年9月5日 火曜日

別図2



鳥取県告示第六百十三号

昭和四十六年九月鳥取県告示第七百八十三号（市町村の区域ごとの民生委員の定数について）の一部を次のように改正し、平成七年十二月一日から施行する。

平成七年九月五日

鳥取県知事 西尾 邑次

鳥取市	一七〇人
米子市	二五一人
鳥取市	二七三人
米子市	二六一人
羽合町	一

七人を羽合町一八人に改める。

鳥取県告示第六百十四号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第二十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成七年九月五日

鳥取県知事 西尾邑次

(以下別表のとおり)

指定番号	種別	図書		類	
		題	号	表示された 発行記号等	発行所名
5361	雑誌その他 の刊行物	思わずお尻が…	A Z - 6	アズ出版	
5362	"	アタシヨン俱楽部 9月号	不 明	株式会社 サンエーライ	
5363	"	激写通信 10月号	不 明	三共図書 出版社	
5364	"	アーツブル通信 1995年6月号	雜誌 011559-6	三和出版社	
5365	"	ペストビデオスペシャル 5月号	雜誌 0117979-5	三和出版社	
5366	"	ペストビデオスペシャル No.8	雜誌 0117979-5	三和出版社	
5367	"	マニア俱楽部 1月号	雜誌 0108331-1	三和出版社	
5368	"	シングルベッド	S-023	カンドレバ	
5369	"	サーキットの悶絶	BOOK.NO. ANG-54	ビーナス	
5370	"	ニヤンニヤンギヤル	BOOK.NO. ANG-55	ビーナス	
5371	"	「樹まり子」写真集	ISBN4-906176-028-06 C0073	株式会社 日向書房	
5372	"	エロ狂い変態女	NO.59	北陽出版	
5373	"	乱された一人暮らし	NO.56	北陽出版	
5374	"	夜遊び隊	雜誌 09011-05	株式会社 メディアックス	
5375	"	漫画ストロング 9月号	雜誌 03693-9	株式会社 笠倉出版社	
5376	"	漫画絶対MAN-ZOKU 9月号	雜誌 08317-9	株式会社 笠倉出版社	
5377	"	漫画ユートピア 平成7年9月号	雜誌 08937-9	株式会社 笠倉出版社	
5378	"	美乳ナースひみつ日記 漫画ラブティアスベシャル9月増刊号	雜誌コード 18350-9/25	株式会社 蒼龍	
5379	"	漫画バーンズ 6月号	雜誌コード 05955-6	株式会社 東京三世社	
5380	録画テープ	獣が獣に犯られる時	FH-02	フライハイ	

## 鳥取県告示第六百十五号

湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号。以下「法」という。）第七条第一項の規定に基づき、窒素含有量及び燐含有量に係る汚濁負荷量の規制基準（以下「規制基準」という。）を次のとおり定めたので、同条第三項の規定により告示し、平成七年十一月一日から施行する。

平成七年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 適用する地域

法第三条第二項に規定する指定地域のうち中海に係る地域（平成元年總理府告示第五号（湖沼水質保全特別措置法第三条第一項及び第二項の規定に基づき、指定湖沼及び指定地域を指定する件）により指定された地域のうち鳥取県内の区域に限る。以下「指定地域」という。）

## 二 適用する工場又は事業場

法第七条第一項に規定する湖沼特定施設（以下「湖沼特定施設」という。）を設置する指定地域内の工場又は事業場で、一日当たりの平均的な排出水の量が五十立方メートル以上のもの（以下「湖沼特定事業場」という。）

## 三 業種等の区分

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和四十八年十月鳥取県条例第四十号）に掲げる特定事業場のうち、豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する湖沼特定事業場並びに畜産食料品製造業、水産食料品製造業、動物系飼料又は有機質肥料の製造業及び動植物油脂製造業に係る湖沼特定事業場（以下「水産食料品製造業等の業種」という。）と、それ以外の湖沼特定事業場（以下「その他の業種」という。）とに区分し、それぞれ規制基準を設ける。

## 四 規制基準

規制基準は、次の表の上欄に掲げる湖沼特定事業場の区分」とに同表の下欄に定める算式により算出した汚濁負荷量とする。

湖沼特定事業場の区分	規制基準
一 平成七年十一月一日以後新たに設置される湖沼特定事業場（以下「新設事業場」という。）	$L = a \cdot Q^b \times 10^{-3}$
二 新設事業場以外の湖沼特定事業場で、平成七年十一月一日以後に湖沼特定施設の設置又は構造等の変更を行うもの。	$L = [a \cdot Q^{b-1} \cdot (Q - Q_0) + C \cdot Q_0] \times 10^{-3}$

備考 下欄に掲げる算式において、L、Q、Q<sub>0</sub>、a、b及びCは、それぞれ次の値を表すものとする。

L 排出が許容される汚濁負荷量（単位 一日につきキログラム）

Q 排出水の量（単位 一日につき立方メートル）

Q<sub>0</sub> 規制基準の適用の際における排出水の量（単位 一日につき立方メートル）

a、b及びC a及びbは湖沼特定事業場の排出水に適用される水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）及び水質汚濁防止法第三条第三項

の規定に基づく排水基準を定める条例に基づく窒素含有量及び燐含有量の日間平均に係る排水基準（以下「排水基準」という。）の区分並びに業種等の区分に従い、それぞれ次の表に定める数値とし、Cは当該排水基準（単位 一リットルにつきミリグラム）とする。

規制項目	業種等の区分	C(排水基準)	a	b
水産食料品製造業等の業種	水産食料品製造業等の業種	一一〇	一三三・六	
		一一〇	三五・五	〇・九六
		五〇	五九・一	
		一五	一七・〇	
		一一〇	二三・七	

届出者	の名称
株式会社武田商会	届出に係る建物の名称
株式会社タケタスボーツ	届出に係る建物の所在地

平成七年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第六百十六号**

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第二百九号）第三条第二項の規定により告示する。

その他の業種		水産食料品製造		業等の業種		燃含有量	
八	五	四	三	二	五	五・九一	二・三六
九・〇七	五・六七	四・五三	三・四〇	二・二七	〇	〇・九六	二・三六

**鳥取県告示第六百十七号**

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、平成七年八月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成七年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

# 鳥取県公報

平成7年9月5日 火曜日

製造事業場の名 称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験の結果の概要							
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗纖維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	リ (%)	ン水 (%)	分 備 考
神戸市	東伯郡大栄町大字由良宿1638	くみあい養豚用配合飼料ウルトラBペレット	平成7年6月	16.3	4.8	2.6	4.3	0.62	0.54	11.9	
西日本くみあい 飼料株式会社神戸工場	大栄町農業協同組合農産資材課	くみあい標準配合飼料モーレットグリーン	平成7年7月	19.1	4.5	5.6	5.6	0.90	0.51	11.5	
東伯町	東伯町農業協同組合連携	くみあい配合飼料和牛繁殖連産1号	"	17.0	3.2	5.9	7.0	1.01	0.85	11.8	
福岡県福岡市中央卸穀市場	日清製粉株式会社	東伯郡農業協同組合東伯子ギンゼン	日清印子豚用人工乳ミルクフード	平成7年8月	81.7	6.5	1.6			9.8	
愛知県知多市 社知多工場	東伯町大字徳万558-1	日清印子豚用人工乳ミルクケーキ	平成7年7月	21.3	5.0	0.3	5.1	0.96	0.62	10.7	
岡山県倉敷市	東伯町農業協同組合倉庫運輸事業所	日清印子豚用人工乳ミルクケーキ	平成7年6月	23.8	5.8	0.8	5.2	0.93	0.82	10.2	
西日本飼料株式 会社	東伯町大字	日清印成鶏用配合飼料ランキーノ	平成7年7月	18.6	5.9	1.9	4.7	0.86	0.69	11.6	
		日清印成鶏用配合飼料ランキーノ	"	17.3	3.6	2.6	11.8	3.73	0.63	11.2	
		日清印成鶏用配合飼料ランキーノ	"	18.1	7.9	2.6	5.2	0.93	0.63	11.5	
		全飼育成前期	平成7年6月	19.0	3.2	4.4	6.4	0.94	0.69	11.9	
神戸市	東伯郡東伯町大字保37	ニューラクビーフ前期	"	13.6	2.9	4.7	5.1	0.69	0.47	11.7	
全国酪農業協同 組合連合会関西 飼料工場	大山乳業農業協同組合	ニュービーフスター	"	19.2	2.6	3.7	4.9	0.69	0.43	11.7	
		全飼育成後期	平成7年7月	14.1	3.2	4.4	6.3	0.92	0.74	11.8	
		全飼2号ペレット	"	16.9	2.6	5.4	6.4	1.05	0.62	11.1	

2. 試験の結果の欄は、個別試験項目別に分析結果を示し、表示成分数に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量を示す。

## 鳥取県告示第六百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業（農村総合整備事業今泉地区農業用用排水）を平成七年八月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成七年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第六百十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定に基づき、平成七年九月一日区画漁業を次のとおり免許したので告示する。

平成七年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 免許番号海区第一号

1 漁業権者の住所及び名称

境港市中野町三三〇五

境港市漁業協同組合

## 2 免許の内容

平成七年八月四日鳥取県告示第五百六十二号（区画漁業の免許の内容たるべき事項等について。以下「県告示」という。）の一の1のとおり

## 3 制限又は条件

なし

## 4 存続期間

平成七年九月一日から平成十年八月三十日まで

## 二 免許番号海区第二号

1 漁業権者の住所及び名称

気高郡青谷町大字青谷二〇一三一  
夏泊漁業協同組合

## 2 免許の内容

県告示の二の1のとおり

## 3 制限又は条件

なし

## 4 存続期間

平成七年九月一日から平成十年八月三十日まで

## 三 免許番号海区第三号

1 漁業権者の住所及び名称

東伯郡泊村大字泊一五七三  
泊村漁業協同組合

## 2 免許の内容

県告示の三の1のとおり

## 3 制限又は条件

なし

## 4 存続期間

平成七年九月一日から平成十年八月三十日まで

## 四 免許番号海区第四号

1 漁業権者の住所及び名称

西伯郡淀江町大字淀江九九二一一一  
淀江漁業協同組合

## 2 免許の内容

- 3 県告示の四の1のとおり  
制限又は条件  
なし
- 4 存続期間  
平成七年九月一日から平成八年八月三十一日まで
- 鳥取県告示第六百二十号**
- 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定に基づく区画漁業権免許を  
次のとおり取り消したので告示する。
- 平成七年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 免許番号  
一 取消しに係る免許番号等
- 2 免許年月日  
海区第一号 平成五年九月一日
- 3 漁業権者の住所及び名称  
境港市中野町三三〇五
- 二 取消年月日  
平成七年八月三十一日
- 三 取消事由  
錯誤による。

**鳥取県告示第六百二十一号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定に基づき、米子市熊党地区区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、  
次のとおり告示する。

平成七年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 事業施行期間  
平成七年九月五日から平成十二年三月三十一日
- 二 施行地区  
米子市熊党字芝尾、字梨子木、字東南、字北土井、字上場、字コ、口、字五反通及  
び字西南並びに浦津字下中河原の各一部
- 三 事務所の所在地  
米子市彦名町七一二三
- 四 設立認可の年月日  
平成七年八月三十一日
- 五 事業年度  
四月一日から翌年三月三十一日まで
- 六 公告の方法  
事務所及び施行地周辺の掲示場に掲示して行う。

## 選挙管理委員会告示

## 鳥取県選挙管理委員会告示第七十九号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条（同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第一百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成七年九月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数	九、四七六
鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一五七、九二七
米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三六、〇七三
倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三四、三七三
境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一三、〇七一
岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	九、六九九
八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、八六九
気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一三、九五二
東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、〇七四
西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一七、八七六
日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一三、七四〇

## 教育委員会告示

## 鳥取県教育委員会告示第十九号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成七年九月五日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

一日時	平成七年九月六日（水）午後一時
二 場所	鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室
三 議題	

1 平成八年度鳥取県立高等学校募集生徒数について

2 その他

## 鳥取県公安委員会告示

## 鳥取県公安委員会告示第五十二号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成七年九月五日

鳥取県公安委員会委員長 上 田

務

申請者	氏名又は名称		株式会社高尾		
	住所		名古屋市中川区萬元町2丁目51		
	法人にあってはその代表者の氏名		内ヶ島 敏博		
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
ぱちんこ 遊技機	規則第6条第1号 イ該当機	CRレディースナイパー2	株式会社 高尾	500156	7年9月5日から3年間
〃	〃	フューチャー7EX	〃	500121	〃
申請者	氏名又は名称		株式会社大一商会		
	住所		名古屋市中村区鴨付町1丁目22		
	法人にあってはその代表者の氏名		市原 茂		
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
ぱちんこ 遊技機	規則第6条第1号 イ該当機	大リーガー	株式会社 大一商会	500068	7年9月5日から3年間
〃	〃	CRどろろん忍者 くんV	〃	500262	〃
〃	規則第6条第1号 ロ該当機	リアルゴール2	〃	520257	〃
申請者	氏名又は名称		マルホン工業株式会社		
	住所		愛知県春日井市桃山町1丁目127		
	法人にあってはその代表者の氏名		岸 稔人		
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
ぱちんこ 遊技機	規則第6条第1号 イ該当機	CRゴーストダン サーズ	マルホン工業 株式会社	500259	7年9月5日から3年間
〃	規則第6条第1号 ロ該当機	カラオケ電撃隊	〃	520245	〃
〃	規則第6条第1号 イ該当機	CRクレイジー博士	〃	500252	〃
〃	〃	ワクワクハイウェー	〃	500253	〃

〃	〃	ジャングルハウス	〃	500295	〃
〃	〃	ドロロンブラザーズ	〃	500296	〃
〃	〃	ファンキードクター	〃	500231	〃

申請者	氏名又は名称		株式会社オリンピア		
	住所		東京都台東区東上野2丁目11-7		
	法人にあってはその代表者の氏名		石原 昌幸		
遊技機種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
回胴式遊技機	規則第6条第2号 該当機	サンセッタマリーン	株式会社 オリンピア	540280	7年9月5日から3年間
〃	〃	ジョーカー	〃	540297	〃

申請者	氏名又は名称		太陽電子株式会社		
	住所		名古屋市西区見寄町125		
	法人にあってはその代表者の氏名		佐藤 英理子		
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号 イ該当機	CRトドの浜ちゃん2	太陽電子 株式会社	500311	7年9月5日から3年間

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、同法第10条第3項第3号イの生産事業者講習会を次のことおり開催する。

平成7年9月5日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 受講対象者  
配布の目的をもって種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者
- 2 開催の日時及び場所  
(1) 日時 平成7年11月10日（金） 午前9時から午後4時まで  
(2) 場所 八頭郡河原町大字稻常 鳥取県林業試験場

- 3 科目及び時間  
(1) 種苗に関する法令 2時間  
(2) 種苗の生産地及び系統に関する事項 2時間  
(3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間
- 4 受講申込手続  
所定の受講申込書を平成7年10月13日（金）までに住所地を管轄する地方農林振興局を経由して知事に提出すること。

- 5 講習受講手数料及び納付方法  
講習受講手数料は10,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書にはり付け納付すること。この場合、消印しないこと。

- 6 携行品  
筆記用具及び印章

定めるところにより、平成7年9月19日までに鳥取県商工労働部中小企業課に提出してください。

平成7年9月5日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 蓬 篤

篤

○ 法第5条第1項の届出に係るもの

- 1 届出者の氏名  
柴原勤三
- 2 届出者の住所  
鳥取市松並町二丁目409

- 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地  
S-mart桜谷店  
鳥取市正蓮寺109
- 4 開店日  
平成8年1月23日
- 5 店舗面積  
30m<sup>2</sup>
- 6 主として販売する物品の種類  
パン

○ 法第6条第2項の届出に係るもの

- 1 届出者の名称  
株式会社シバタ
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地  
S-mart桜谷店  
鳥取市正蓮寺109
- 3 現在の店舗面積  
810m<sup>2</sup>
- 4 増加しようとする店舗面積  
84m<sup>2</sup>
- 5 店舗面積を増加する日  
平成8年1月23日

平成7年9月5日

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規制（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に